

暴力団排除条例

大阪弁護士会 民暴委員会委員
梅田総合法律事務所
弁護士 古賀 健介

1 はじめに

平成23年4月に大阪府暴力団排除条例が施行され、今年の3月末で満10年となります。

暴力団排除条例は、各都道府県で若干の差異はあるものの、暴力団対策について、それまでの「警察 VS 暴力団」という構図を、「社会 VS 暴力団」という構図へと変換し、暴力団に利益供与する事業者にまで規制を及ぼしたという点が何よりの特色です。

現在、暴力団の構成員・準構成員の数は減少傾向にありますが、暴力団排除条例によって暴力団の資金源が減少したことも、その一因と言われています。

2 大阪府暴力団排除条例の概要

大阪府暴力団排除条例（以下「条例」と略称します）では、4本柱として、

- ① 公共工事等からの暴力団の排除等
- ② 暴力団員等に利益を供与することの禁止等
- ③ 青少年の健全な育成を図るための措置
- ④ 不動産の譲渡等に関する措置

を規定していますが、特に事業者の方に関わってくるのは、上記②の暴力団員等に利益を供与することの禁止等です。

条例第14条は、暴力団員等に対する利益供与を、

- 1項：暴力団の威力を利用する目的での利益供与、及び、暴力団の威力を利用したことに関する利益供与
- 2項：暴力団の活動・運営に資することになる相当の対償のない利益供与
- 3項：暴力団の活動・運営に資することになる利益供与

を3つの類型に分けて禁止しています。1項は、いわゆる「みかじめ料」や「用心棒代」を支払う行為が典型例で、誰から見ても条例に違反するというのは認識できると思いますが、注意すべきは3項で、通常取引であっても、

当該取引が暴力団の活動・運営に資することになると分かっていたのであれば、規制の対象になります。

条例第14条に違反した場合は、公安委員会から説明又は資料の提出を求められるとともに、類型に応じて、指導・勧告を受けることになっています。そして、当該指導・勧告にも従わなかった場合は、最終的に、公安委員会は、暴力団員等に利益供与した事実を「公表」することになっています。

罰金等の罰則が科されるわけではありませんが、この「公表」という措置を受けてしまうと、当該事業者にはレピュテーションリスク（信用の低下）が生じることになります。最近では多くの契約に暴排条項が盛り込まれているため、最悪、取引先から契約を解除されたり、メインバンクから融資を引き揚げられるという状態に陥るおそれもあります。

3 条例の適用件数

令和2年3月までに条例が適用された事案は合計94件もあり、令和元年度だけでも13件にのぼります。

その大半は、暴力団員等に対する利益供与で、大阪府警や大阪府暴力追放推進センターのホームページに、適用事例の概要が紹介されていますので、是非、一度確認していただければと思います。

4 以上のように、暴力団員等に対する利益供与は現在も続いているというのが現状で、その原因としては、一部の事業者について、どのような行為が利益供与に該当するのか、利益供与してしまった場合（条例に違反した場合）にどのようなリスクがあるのか、という点が正しく伝わっていないという点もあるのかもしれない。

暴力団対策にかかわる弁護士として、条例の適用事案が少しでも減るよう、今後も条例の普及に携わっていきたいと思っております。

以上

*本内容における意見に関する部分は、執筆者個人によるものです。

*禁転載